

介護保険事業計画に記載した「取組と目標」等の
取組状況及び自己評価結果等(令和元年度)

市町村名
備前市

◎ 市町村介護保険事業計画に記載した「取組と目標」に関する評価等

1 自立支援、介護予防又は重度化防止に関する取組と目標

分類	項目名	目標(数値等)	実施内容・実績	自己評価	課題、今後の方針等
介護予防	地域サロンの個所数	125箇所	高齢者の閉じこもりの防止、健康づくり・介護予防の促進を図っている。	新規サロンの立ち上げだけでなく、週1回生き喜びぜん体操を実施するサロンを増やすことを重点に実施した。(142箇所 R2.3.31現在)	地域サロンの継続支援と体操リーダー、ボランティアの養成(育成)。
介護予防	地域サロンの参加者数	1900人	サロンの場の拡大とともに参加者数の増加を図り、高齢者の健康づくり・介護予防活動を促進している。	参加者数は増加している。(2,091人 R2.3.31現在)	通所しやすい環境の整備(誘い出しへの工夫等)をして、閉じこもり防止を目指す。
自立支援	事業対象者の増加	事業対象者+要支援認定者/要支援認定者 115%	要支援状態の軽減や重度化防止を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の増加をめざした。	事業対象者は昨年度より減少し、目標には届かなかった。事業対象者に該当する状態像の人でも、住宅改修等介護保険制度の利用希望や、医療機関(主治医)からの申請の勧め等で介護認定申請の件数が増加したと考える。(106.9% R2.3.31現在)	当初は事業対象者の状態像だが、アセスメントを進める中で、総合事業以外の介護サービスの利用が必要となり、介護認定を要する場合も多い。一方で、総合事業について市民や医療機関(主治医)への周知も十分ではなく、引き続き制度の理解を啓発していく。また、申請窓口での相談段階で適宜チェックリストを実施していく。

2 介護給付の適正化に関する取組と目標

分類	項目名	目標(数値等)	実施内容・実績	自己評価	課題、今後の方針等
給付適正化	認定調査状況チェック	全件数	全ての調査結果を職員により点検し、記載内容に不備がある場合は確認や指導を行った。	全ての調査結果と記載内容を職員が確認すると共に、認定調査員の研修(医療知識の習得)を行った。次年度も継続したい。	お互いの調査表をチェックしあったり、審査会での意見等を調査員に伝え、共有できるように定期的に研修会等を行う。

給付適正化	ケアプランチェック	40	サービス利用に偏りがある事例を選定し点検した。	介護支援専門員から相談のあったケアプランの点検や介護給付適正化システムにより抽出された対象者のケアプランを点検した。60件実施。	ケアプラン点検を実施するための十分な知識を身につけることが必要。県の主催する研修会に参加し、知識の習得に努めたり、多職種に意見を求めたりしながら、望ましいサービス内容を検討する。
給付適正化	住宅改修等実態調査(住宅改修)	17	全ての申請を点検し、施工前申請段階で疑義が生じた内容について、訪問調査を行う。	申請段階で疑義のあったものについて訪問調査を実施することとし、17件を目標にしていたが、実績は5件であった。調査の際に聞き取りをスムーズに行えるよう、介護支援専門員が作成する理由書を具体的に記入するように求めている。	すべての申請で本人の身体機能に合わせた改修が行われている。また、適宜、市の作業療法士が内容の確認を行う。今後は訪問調査の際の聞き取りをスムーズに行うため介護支援専門員の作成する理由書を具体的に記入してもらえるよう依頼する。
給付適正化	住宅改修等実態調査(福祉用具)	10	国民健康保険団体連合会の適正化システム(軽度者の要介護者に対する福祉用具貸与品目一覧表)を点検し、必要に応じてケアプラン等のチェックを行う。	目標件数を10件とし、実績は28件と大きく上回った。過去に同じ品目の購入歴がある場合等に介護支援専門員等に確認をとっている。福祉用具の購入等がケアプラン上必要かどうか、ケアプラン担当者と連携をとり個別にケース確認を行っていききたい。軽度者の例外給付に対しては、全てのケアプランをチェックし、介護支援専門員に聞き取りを行った上で給付対象とした。また、適正化システムにより、調査結果との不整合となったものについては、ケアプランの提出を指示し、介護支援専門員に聞き取りを行った。	福祉用具の購入がケアプラン上必要かどうか、ケアプラン担当者との連携をとり個別にケース確認を行う。
給付適正化	医療機関との突合	全件数	国民健康保険団体連合会から提供される医療情報突合リストを活用し、確認の必要があるものについて国民健康保険担当部署と連携を	国保連に委託し、請求疑義がないことを確認した。	引き続き、国保連に委託して実施する。

給付適正化	縦覧点検	全件数	国民健康保険団体連合会から提供されるリストを活用し、疑義が生じた内容について、事務所へ確認を行う。	国保連に委託し、請求疑義がないことを確認した。	引き続き、国保連に委託して実施する。
給付適正化	介護給付費通知	全件数	8月末、2月末に各6ヶ月分の介護給付費実績の通知を送付する。	年2回(8月、2月)全件通知を実施した。	今後も引き続き実施する。